

その他 情報提供2

- 感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援(滋賀県)
- ホットライン:ダム放流情報を活用した避難体系の確立(滋賀県)
- 既存ダムの洪水調節機能強化(事前放流)について(滋賀県)
- 土砂災害対策(ソフト対策)の取組状況(滋賀県)

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援（滋賀県）

■感染症指定医療機関および災害拠点病院のリスク情報

施設情報					洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)		洪水浸水想定区域図 (計画規模)		地先の安全度マップ				土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域			土砂災害危険箇所			
No	施設名	開設者	感染症指定 医療機関	災害拠点 病院	住所	琵琶湖	野洲川下流	琵琶湖	野洲川下流	200年 確率	100年 確率	10年 確率	流体力 200年確率 (m^3/s^2)	急傾斜	地すべり	土石流	急傾斜地 崩壊 危険箇所	地すべり 危険箇所	土石流 危険渓流
1	済生会滋賀県病院	社会福祉法人 恩賜財団滋賀県済生会	○	○	栗東市大橋 2-4-1	-	0.5m以上 1.0m未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	公立甲賀病院	公立甲賀病院組合	○	○	甲賀市水口町松尾1256	-	-	-	-	解析対象外				-	-	-	-	-	-
3	滋賀県立総合病院	滋賀県	フェーズII以上でコロナ ウイルス感染患者を受入		守山市守山5丁目4番30号	-	0.5m未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	草津総合病院	社会医療法人誠光会		○	草津市矢橋町1660	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※建物位置における水害、土砂災害リスクを表示。浸水深は最大。

ダム放流情報を活用した避難体系の確立

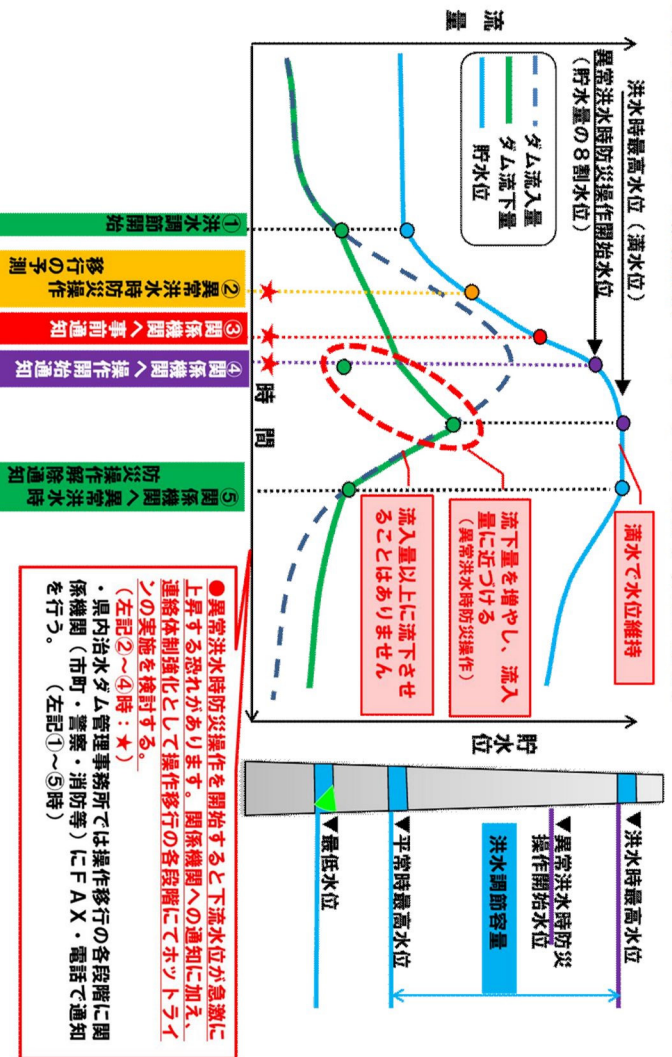
(1) ダム情報のホットライン構築

- ・青土ダムにおけるホットラインの取組概要について各市担当者へ説明
2019/10/2(甲賀市・湖南市)、12/17(野洲市・近江八幡市)、2020/2/10(草津市・守山市・栗東市)
- ・規則等において定める以下の通知等のタイムングでホットラインを実施

通知等のタイムングと警戒レベルの関係については以下のとおりとする。

タイムング	警戒レベル	ホットライン	規則等
0 操作開始約●時間前※	警戒レベル3相当	3時間前より早い時期に予測される場合※	情報提供
1 操作開始約3時間前	警戒レベル4相当 (避難勧告)	実施	通知
2 操作開始約1時間前	警戒レベル4相当 (避難指示(緊急))	実施	通知
3 操作開始時	警戒レベル4相当 (避難指示(緊急))	実施	通知

※「操作開始約●時間前」については、3時間前より早い時期に予測された時や深夜に異常洪水時防災操作となる場合などにおいて情報提供・ホットラインを行う場合がある。



(2) ダム情報の報道機関への協力依頼

- ・異常洪水時防災操作要領における情報提供先にNHKを追加

●県内治水ダムでは、異常洪水時防災操作移行に際して、NHK等報道機関にテレビテロップ表示を依頼し、一般への周知を図る。
・平成30年8月台風20号において、和歌山県の管理する七川ダムでは、テレビ局に対してテロップ表示を依頼。NHK、テレビ和歌山ではテロップが流れた。



既存ダムの洪水調節機能強化（事前放流等）について

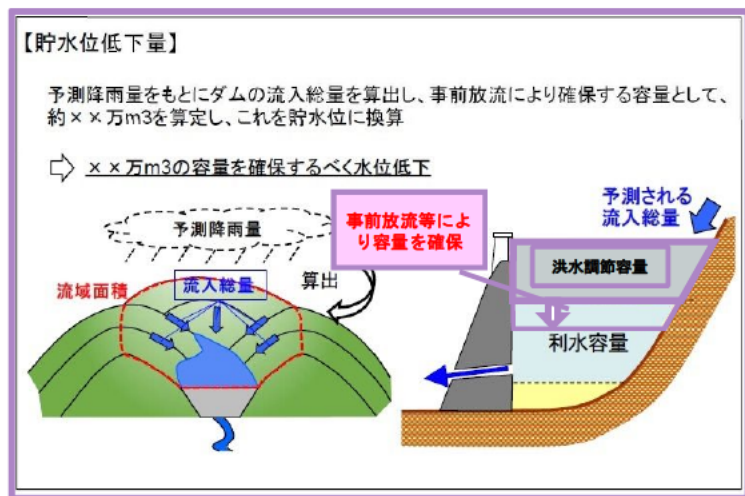
1. 既存ダムの洪水調節機能強化（事前放流等）の取組状況

取組の流れ	取組時期	実施機関
① 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」公表	令和元年12月12日	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議
② 「第1回 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場」開催	令和2年1月21日	近畿地方整備局
③ 「事前放流ガイドライン」策定	令和2年4月22日	国土交通省 水管理・国土保全局
④ 「第2回 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場」開催	令和2年5月25日	近畿地方整備局
⑤ 「淀川水系治水協定」締結	令和2年5月29日	河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者

2. 既存ダムの洪水調節機能強化（事前放流等）とは

○事前放流ガイドライン(令和2年4月 国土交通省)抜粋

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」に基づき、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、国土交通省所管ダム及び河川法第26条の許可を受けて設置された利水ダムを対象に、事前放流を実施



3. 淀川水系治水協定とは

【概要】

河川での洪水被害の回避・軽減を図るため、利水（河川維持、上水、工水、農水等）のためにダムで貯めている水をあらかじめ放流し、一時的に洪水を調整するための容量を確保する。

本県の10ダム（土木6、農水4）は淀川水系に含まれ、令和2年5月29日付で「淀川水系治水協定」を締結。

【対象ダム】

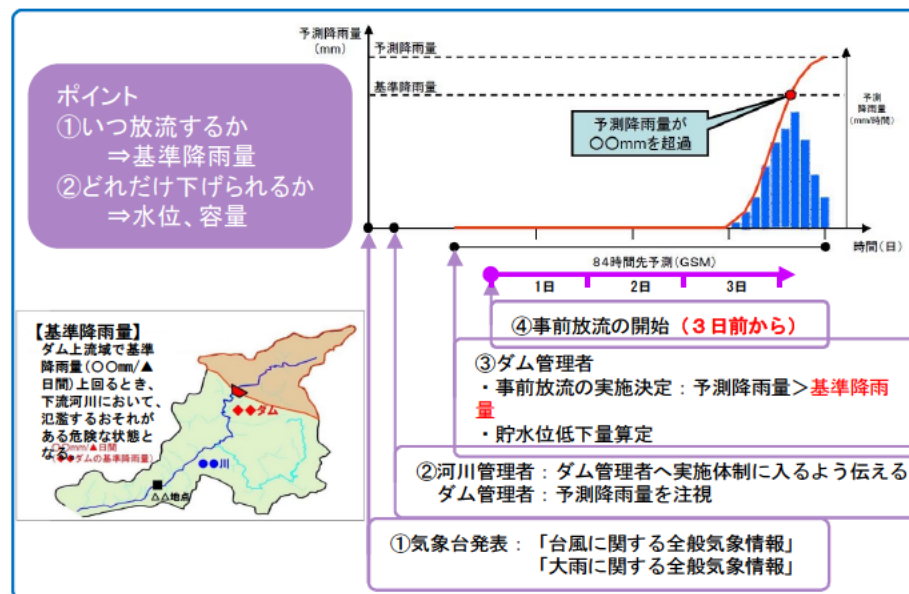
一級水系に存するダム

【協定範囲および締結者】

淀川水系の河川管理者、全てのダム管理者およびダム参画利水者

既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、水系毎に統一的な運用を図る

4. 事前放流の流れ



既存ダムの洪水調節機能強化（事前放流等）について

4. 事前放流実施の基準（野洲川圏域）

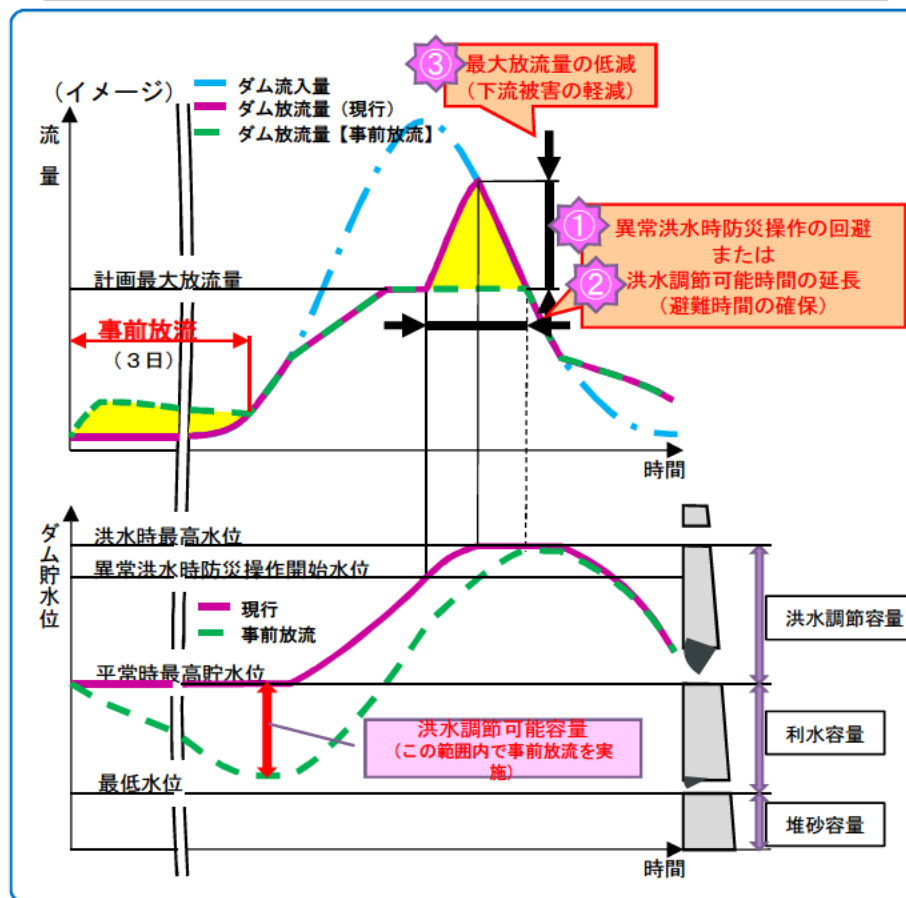
対象ダム名	事前放流		期別貯水位の設定		【参考】 既存洪水調節容量 (万m ³)
	基準降雨量 (mm/24)	洪水調節可能容量 (万m ³)	期間	洪水調節可能容量 (万m ³)	
余呉湖ダム	251	440	—	—	200
日野川ダム	592	30	—	—	92
石田川ダム	285	127	—	—	187
宇曾川ダム	545	25	—	—	235
青土ダム	654	250	—	—	410
姉川ダム	815	180	—	—	470
犬上川ダム	385	72.5	—	—	—
野洲川ダム	654	52	9/18~10/15	656	—
永源寺ダム	502	50	9/1~10/15	747	—
蔵王ダム	592	3.5	9/5~10/15	213	—

5. 今後の対応

- ・ダム毎の具体的な運用方法について、利水者や近傍ダムとの調整のうえ、事前放流等実施要領を定める。
- ・事前放流後に利水容量が回復しなかった場合の損失補填制度について、国が策定した「事前放流ガイドライン」を踏まえ検討する。
- ・降雨実績や効果等を確認しながら基準降雨量、洪水調節可能容量の見直しなど、さらなる改善に努める。
- ・事前放流等を実施しても、洪水被害を完全には防止できないことから、引き続き県民の防災意識の醸成に努める。

6. 事前放流による効果（治水ダム）

- 事前放流により得られる効果
 - ①異常洪水時防災操作の回避
 - ②洪水調節可能時間の延長（避難時間の確保）
 - ③最大放流量の低減（下流被害の軽減）
- 降雨状況により、ダムの貯水容量を超える可能性もある
- 下流河川の水位が高い場合には、事前放流ができない場合がある



既存ダムの洪水調節機能強化（事前放流等）について

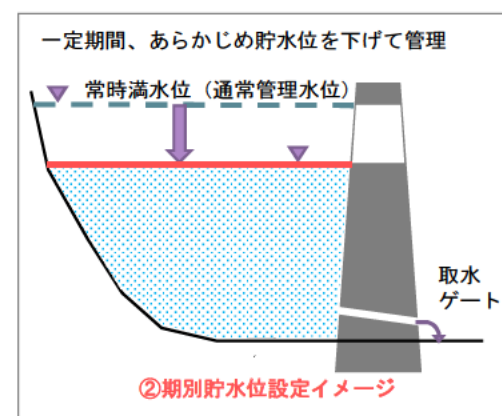
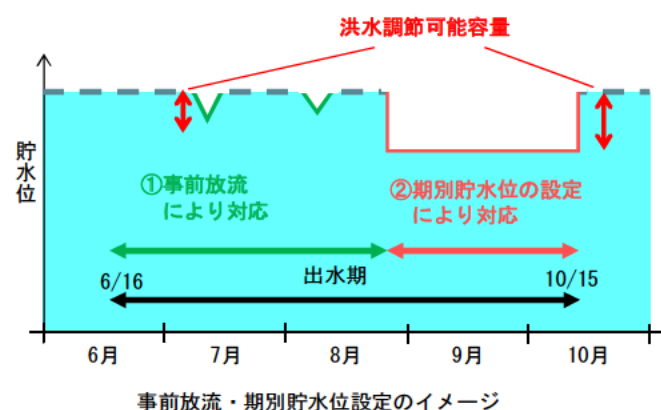
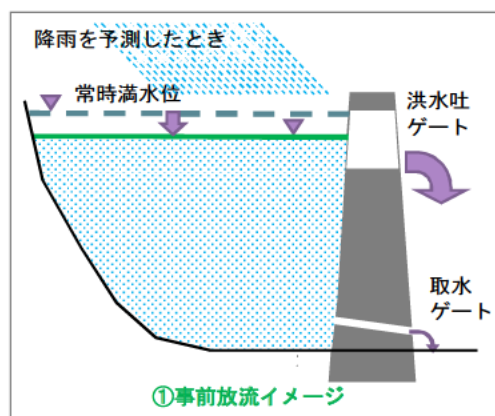
7. 農業用ダムにおける基本的な考え方

* ダムの造成者が主体となってダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況を考慮し、検討

* 「①事前放流」と「②期別貯水位の設定」について、確保する洪水調節可能容量を検討

①事前放流 : 気象予測等から洪水発生が予想される場合（基準降雨量を超える場合）に貯水位を下げるもの

②期別貯水位の設定 : かんがい用水の需要が減少する時期等に一定期間、貯水位を下げるもの



【参考】県内ダムの造成者および管理・利水の状況

	造成者	受益面積 (ha)	堤高 (m)	管理者	利水者・受益者
犬上川ダム	県	722	45.0	犬上川沿岸土地改良区	関西電力・犬上川沿岸土地改良区
野洲川ダム	国	3,120	54.4	甲賀市・湖南市・栗東市・守山市・野洲市	野洲川土地改良区
永源寺ダム	国	6,887	73.5	県	関西電力・愛知川沿岸土地改良区
蔵王ダム	国	2,706	56.0	日野川用水施設管理協議会	日野川流域土地改良区

土砂災害対策（ソフト対策）の取組状況（滋賀県）

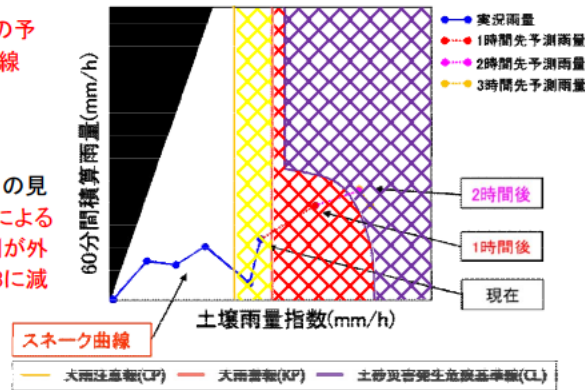
1. 土砂災害警戒情報の精度向上

・土砂災害警戒情報は、**2時間後の予測雨量**が土砂災害発生危険基準線（CL）を超過した場合に発表。

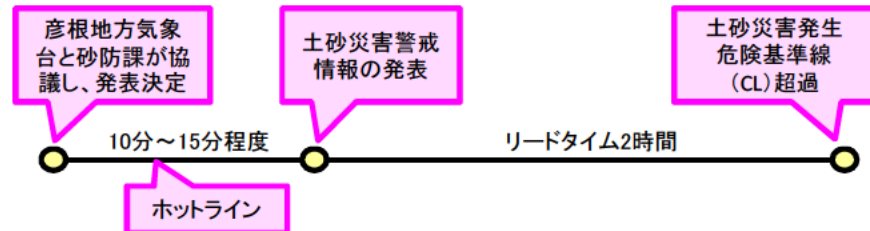
・精度向上のポイント

①土砂災害発生危険基準線（CL）の見直しにより、夕立など短時間降雨による土砂災害警戒情報の空振り（予測が外れること）を軽減（発表頻度：約2/3に減少）

②1km×1kmメッシュ単位で設定



2. 土砂災害に関するホットライン



・彦根地方気象台と砂防課が協議し、**土砂災害警戒情報の発表が決定した時**、ホットラインを実施、早期の避難勧告等発令判断に活用

3. 土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定

基礎調査スケジュール

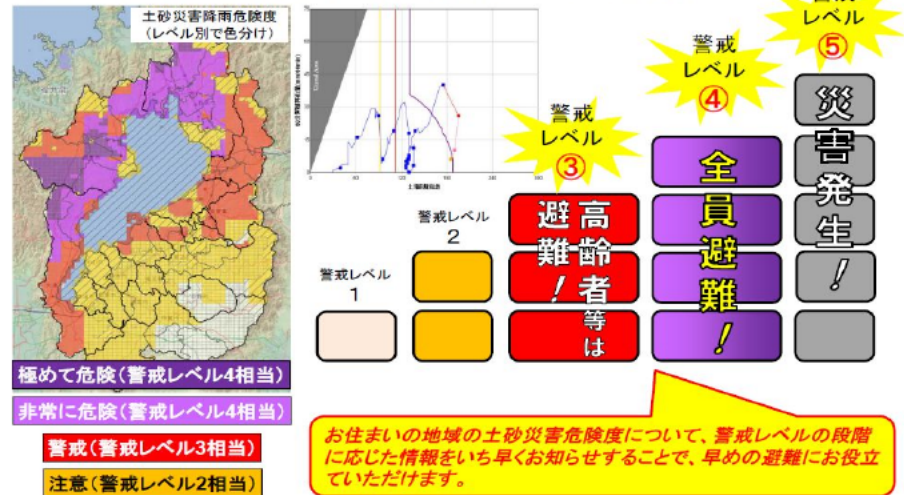
業務	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4~
基礎調査(危険箇所)	■	■	■			
新規箇所抽出		■	■			
基礎調査(新規箇所)			■	■	■	■
区域指定				■	■	■

- ・令和元年度末に、県内の土砂災害リスク箇所**6,840箇所**について調査完了。
- ・令和2年度中に、土砂災害警戒区域の**指定手続きを全て完了予定**。
- ・今後、法に基づき**概ね5年に1度の見直しを実施**。

4. 土砂災害警戒情報補足情報の提供

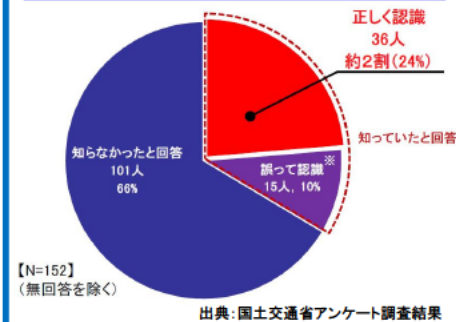
・早めの避難に役立ててもらうため、あらかじめ登録したユーザに対し、しらしが(しらせる滋賀情報サービス)で選択した地域(小学校区単位)の大雨による土砂災害の危険度について、**5段階の警戒レベルに応じた情報**をスマートフォンや携帯電話、パソコンに**プッシュ配信する取組を開始**。

大雨による土砂災害の危険度の高まりを段階ごとにお知らせします。



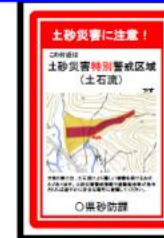
5. 土砂災害リスクの現地表示

H30年7月豪雨被災地域における、土砂災害警戒区域の認識状況アンケート調査



自宅が土砂災害警戒区域に含まれると、正しく認識していた人は、**2割**にとどまる

土砂災害警戒区域の現地標識設置イメージ



日頃から住民等に認知される箇所に設置し、認知度を向上

土砂災害警戒情報発表時における円滑かつ迅速な避難の確保を図る